

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月19日

横浜市契約事務受任者  
瀬谷区長 山岸 秀之

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙の期日前投票所への人材派遣

2 履行(納品)場所

瀬谷区役所及び瀬谷区民文化センターあじさいプラザ

3 契約日

令和8年1月23日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月23日から令和8年2月7日まで

5 契約金額

¥7,254,214.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社アーデントスタッフ 代表取締役 石井 大輔  
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-32-13 第2安田ビル2F

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散に伴う第51回衆議院議員総選挙が令和8年2月8日に執行予定であり、期日前投票は公示日の翌日である令和8年1月28日から開始となるが、選挙期日までの期間が極めて短い中で、受託者において人材募集や配置調整のための準備期間を確保する必要があることに加え、期日前投票事務の適正な執行には市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会が実施する研修への参加が必須であることから、通常の入札手続に必要な適正な入札期間を確保することが困難な状況です。受託者を確保できない場合には、期日前投票の適正な執行に重大な支障を来し、市民の投票機会や本市の選挙事務運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、緊急に受託先を確保する必要があります。

株式会社アーデントスタッフは、直近の令和7年横浜市長選挙及び参議院議員通常選挙において磯子区、戸塚区、栄区、泉区の期日前投票所業務を適正に履行し、さらに解散から期日前投票開始まで7日間の短期間であった令和6年衆議院議員総選挙にお

いても栄区、泉区の期日前投票所業務を適正に履行した実績を有しています。また、本市が導入する投票所入場整理券の取扱いや期日前投票システムに関する理解も十分であることから、短期間での体制構築が可能であると考えられます。以上より、期日前投票事務を確実に遂行できる能力を有すると認められ、同社との随意契約を希望しました。

#### 8 契約の相手方の選定理由

令和7、8年度横浜市有資格者名簿において種目「601：労働者派遣」が1位の順位で登録されている市内・中小企業のうち、過去の選挙において市内他区での受託実績があり、短期間での対応が可能な事業者を選定しました。

#### 9 所管課

瀬谷区総務課